令和８年（フ）第４５５５号
東京都大田区仲六郷１丁目20―１
破産者　津田　千鶴（旧姓中村・大貫）
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５９０号
東京都北区栄町13―13
破産者　茂木　英秋
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５９１号
東京都杉並区浜田山１丁目８―７―102
破産者　早川　　凌
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６１５号
東京都目黒区鷹番２丁目19―８―301
破産者　降簱　朱美
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６１７号
東京都練馬区北町１丁目27―９―404
破産者　三重野保子
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６２７号
東京都練馬区旭町２丁目18―21　プラザ・ドゥ・サビーネＡ棟215
破産者　古川　萌夢
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６３９号
福島県郡山市堤下町１―61―302
破産者　佐久間拓輝
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６４９号
東京都目黒区碑文谷５丁目17―７―301
ルーブル都立大学Ⅱ
破産者　佐々木明花
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５５号
東京都大田区西六郷２丁目43―２―103
破産者　玉川　　克
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６６２号
東京都清瀬市松山１丁目44―３　ライオンズマンション清瀬第２・210
破産者　村野　知子
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６９９号
東京都港区台場１丁目５―２―1105
破産者　遠藤　昭子
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７０２号
東京都板橋区蓮根２丁目31―21―901
破産者　木村　早希
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７０３号
東京都墨田区八広１丁目１―３―807
破産者　澁谷　利佳
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７７５号
東京都豊島区千早１丁目14―15　シナモンⅡ103
破産者　難波　樺音
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８０号
東京都北区豊島８丁目27―３―506
破産者　ＪＵＮＤＥＳＩＧＮこと　太田　　順
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７９１号
東京都足立区梅田５丁目17―１―209
破産者　木村　繁樹（旧姓西野）
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８２７号
東京都新宿区北新宿２丁目９―９―101
破産者　大野慎一郎
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８２９号
東京都江東区石島19―２
破産者　仁田　美優
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８７５号
東京都小平市回田町219―213
破産者　田上由香利
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８７７号
東京都渋谷区神宮前２丁目31―９
破産者　鶴橋　英隆
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８８４号
東京都目黒区駒場４丁目６―６―203
破産者　神月　　涼
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第２０１号
最後の住所　宮城県本吉郡南三陸町志津川字袖浜255　社団医療法人啓愛会　介護老人保健施設ハイム・メアーズ、申立時の住所盛岡市神明町10番28号
破産者　亡原田範夫相続財産
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部